

第八号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「四六、一三〇円」を「七一、九八〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

全光束測定装置を用いて行う国際規格に適合した試験を実施することに伴い、試験に係る手数料の限度額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。